

○丸亀市自治基本条例【抜粋】

第7章 市民参画及び協働

(自治推進委員会の設置)

第21条 市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。
- 5 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○丸亀市附属機関設置条例【抜粋】

(設置等)

第1条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により本市に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

(委員の委嘱)

第2条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。
2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(委員の身分)

第3条 前条第1項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第4条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第5条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関に必要な応じ部会を置くことができる。

(特別委員等)

第9条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第2条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員（以下「特別委員等」という。）を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

【以下附則略】

別表（第1条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	庶務担当
市長	丸亀市自治推進委員会	自治の推進に関する事項についての審議、提言及び答申に関する事務	15人以内	2年	(1)学識経験者 (2)公共的団体等の構成員 (3)公募により選任した者	企画 財政 部